



近畿地方環境事務所の取組 及び R5年度環境省CN関連予算（案）について

きんき脱炭素チーム会合資料

2023年2月22日

近畿地方環境事務所



近畿地方環境事務所 取組① 自治体向けスタートアップ勉強会



スタートアップ勉強会のねらい

- 幅広い分野にまたがる脱炭素施策を自治体で推進するためには、環境部局だけで実施するには限界があることから、他部局を巻き込んだ取組とするためのきっかけづくりを近畿地方環境事務所が支援。
- 各自治体で可能性のある脱炭素施策の検討をWS形式で実施したり、興味のある分野に関する講師派遣などを実施。
- 参加自治体には、可能な限り市長、副市長にご参加いただき、また庁内関係部局に参加いただいた。
- 今後実施予定を含め、全7自治体に支援。

対象自治体	京都府向日市	奈良県吉野町		滋賀県草津市	和歌山県那智勝浦町		兵庫県丹波市	京都府福知山市	大阪府藤井寺市
勉強会の狙い	向日市での脱炭素施策を考えたい	吉野町での脱炭素施策を考えたい		カーボンニュートラスに関する関する学びや気づき	那智勝浦町での脱炭素施策を考えたい		具体的な施策や先行事例が知りたい	具体的な施策や先行事例が知りたい	具体的な施策や先行事例が知りたい
実施日	2022.10.24	2022.11.7	2022.12.21	2022.11.8	2022.12.2	2023.1.23	2023.1.24	2023.3.9(予定)	2023.3.10(予定)
実施内容	市職員（53名）が、所属先バラバラでチームに分かれ、市の地図を広げて、市域内でできる脱炭素施策を出し合うWS形式のプレーストリーミングを実施	町職員（17名）が4テーマ（森林、施設×防災、観光×交通、地域循環×産業）に分かれてWS形式で脱炭素施策についてプレーストリーミングを実施		議員（23名）・町職員（16名）で自身の価値観や考え方に気づき、行動変容に働きかけるためのシミュレーションカードゲーム「2050カーボンニュートラル」を実施	町職員（17名）が3テーマ（ソーラーカーポート、ZEB、町民向け施策）に分かれてWS形式で脱炭素施策についてプレーストリーミングを実施		環境省のほか、先行自治体として真庭市（バイオマス利用）、三田市（グリッド）からの講演を実施	ZEB・ZEHの施策や事例について、京都府、(株)安井建築設計事務所等からの講演を実施（予定）	環境省のほか、先行自治体として河内長野市（重点対策加速化事業）、(株)モビリティワーク（グリッド）からの講演を実施（予定）

近畿地方環境事務所 取組② 自治体×企業 「脱炭素促進ビジネスマッチング会」



- 地域脱炭素推進に向け、関係者と連携した実施体制が重要。
 - 自治体は企業と連携したいが、人材や人脈の不足といった課題から十分に検討できていない。
 - 企業は地域脱炭素のためのソリューションを有しているが、再エネ施設が迷惑施設となってしまう撤退する事例など、自治体とうまく連携できていない事例も散見される。
- ⇒ これらを踏まえ、地域脱炭素化に関する困り事・ニーズを持つ自治体と、解決できるシーズを持つ企業とのマッチング機会を提供し、地域脱炭素の取組みを加速・推進する。

第1回（都市部自治体が主な対象）

開催日： 2022年11月22日（火）

参加者： 自治体13団体、企業65社が参加（オンライン含む）

内容： **第一部（基調講演）**

米原市とヤンマーの先行地域取組紹介

企業の自社紹介10社

第二部（個別マッチング会）

自治体8団体×企業27社



第2回（地方部自治体と再エネ設置事業者が主な対象）

開催日： 2023年1月27日（金）

参加者： 自治体18団体、企業46社が参加（オンライン含む）

内容： **第一部（基調講演）**

淡路市とシン・エナジーの先行地域取組紹介

企業の自社紹介11社

第二部（個別マッチング会）

自治体9団体×企業18社



TCFD開示を巡る現状



〇〇株式会社

CGコード改定を受けて初めて開示したが、記載内容のレベル感がつかめない・・・

投資家・評価機関が見ているポイントを把握し、開示内容のレベルアップを図りたい



〇〇運用会社担当者
〇〇評価機関担当者

開示推奨項目はそろってきているが、開示内容が薄くESG投資の参考となりにくい・・・

非財務情報開示・ESG経営に関して、担当企業以外とも対話したい

企業価値向上に向けたTCFDシンポジウムin大阪・関西

- ・ 令和5年1月13日（金）開催
- ・ 約100企業（団体）が参加（オンライン含む）
- ・ **第一部（基調講演）**
 - ①「サステナビリティ情報開示を企業価値向上へとつなげる」
アセットマネジメントOne（株） 櫻本 恵 氏
 - ②「TCFDとCDP質問書の関係」
（一社）CDP Worldwide-Japan 原田 卓哉 氏
- ・ **第二部（パネルディスカッション）**

「投資家・CDPからみたサステナビリティ情報開示」

アセットマネジメントOne（株） 櫻本 恵 氏
りそなアセットマネジメント（株） 松原 稔 氏
（一社）CDP Worldwide-Japan 原田 卓哉 氏



- 2025年大阪・関西万博は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに持続可能な開発目標(SDGs)達成への貢献を目指している。
- 国内のツーリズム産業においては鉄道や航空会社等の運輸企業、旅行会社等でのカーボンニュートラルのツアー造成等取り組みは加速しているが、宿泊事業者については企業規模等が多種多様であり一部を除き脱炭素に向けた取組が不十分。
- 2021年11月COP26にて「観光における気候変動対策に関するグラスゴー宣言」が発表、今後10年間で観光部門でのCO2排出量を半減させ、2050年までに「ネット・ゼロエミッション」達成のため強力な行動のコミットを求め、世界で300団体以上が宣言署名、世界旅行ツーリズム協議会(WTTC)では、2022年4月 Hotel Sustainability Basics (持続可能なホテルの基本事項)にて最低ラインの基準発表。
⇒ 旅行者にカーボンオフセット等を取り入れた宿泊が選択できる環境整備を目指し、宿泊施設の温室効果ガス排出量を可視化する仕組みを開発・導入し2025年の大阪・関西万博に向け宿泊施設の脱炭素化の取組を加速する。

温室効果ガス排出量の可視化ツールの設計開発と導入支援

- 可視化ツールの設計開発
 - ・宿泊施設の仕入れ等の金額、活動量等のデータを活用し公平性・実用性を備えた可視化ツールを開発
 - ・開発した可視化ツールを試験的に導入 5施設
 - ・宿泊施設への可視化ツールの試験的な導入支援
- 宿泊施設からの脱炭素に向けた意見等の情報を収集、課題の抽出



近畿地方環境事務所 取組⑤

関西SDGsプラットフォーム「ローカルSDGs・脱炭素分科会」設置



関西SDGsプラットフォーム内にローカルSDGs・脱炭素分科会
令和5年1月31日設置

持続可能な地域・経済圏づくりに向けて、ローカルSDGs（地域におけるSDGsの実践）、脱炭素の実践を推進。

様々な地域課題の解決に向けたローカルSDGs事業の創出、地域脱炭素を促す。

- ・ ローカルSDGs/脱炭素に関係するテーマのセミナー
- ・ 自治体と企業等の共創マッチング
- ・ 協働／共創に向けた対話と出会いの場づくり
- ・ 地域活性化人材育成プログラムの検討・試行

○運営主体：

環境省近畿地方環境事務所

○活動協力：

近畿環境パートナーシップオフィス
経済産業省近畿経済産業局
財務省近畿財務局

○パートナー（活動毎）

大学等教育機関
中間支援組織
民間企業
地域金融機関



経済産業省
近畿経済産業局

環境省 きんき環境館
近畿環境パートナーシップオフィス



環境省



中間支援組織

民間企業

大学等教育機関

地域金融機関

NTT西日本が大阪・京橋で運営する「学び・繋がり・集う・共創する」場となることをめざし、事業共創と人材育成の支援を行う「QUINTBRIDGE」と連携。

地域脱炭素の推進のための交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金)



【令和5年度予算(案) 35,000百万円(20,000百万円)】
【令和4年度第2次補正予算額 5,000百万円】

環境省

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)及び地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素トランジションへの投資として本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・暮らし分野の脱炭素化を推進する。

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

① 脱炭素先行地域づくり事業への支援

2050年カーボンニュートラルを20年前倒して実現を目指す脱炭素先行地域に選定された地方公共団体に対して、再エネ等設備の導入に加え、基盤インフラ設備や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業等を支援する。※他の補助事業の優先採択等により、関係省庁と連携して支援する。

② 重点対策加速化事業への支援

再エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体に対して、地域共生再エネ等の導入や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策の複合実施等を支援する。

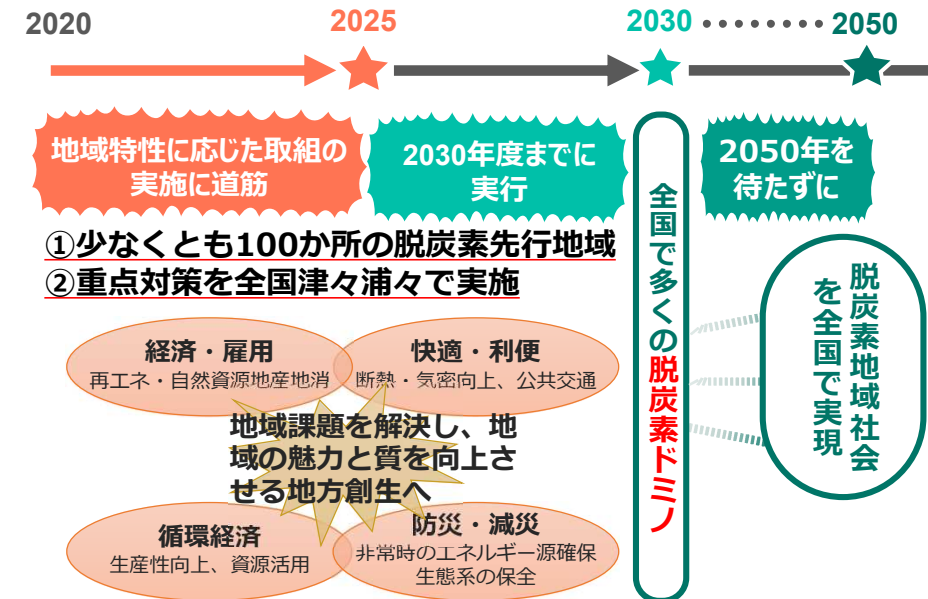
(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金(自営線マイクログリッド事業交付金)

脱炭素先行地域のうち、官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域(特定地域)における、排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術の導入を支援する。

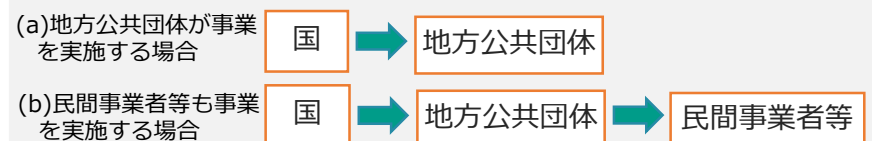
3. 事業スキーム

■ 事業形態	交付金	交付率：(1) ①、(2) 原則 2/3 ※ (1) ② 2/3～1/3 等
■ 交付対象	地方公共団体等	※財政力指数が全国平均(0.51)以下の地方公共団体は一部 3/4
■ 実施期間	令和4年度～令和12年度	

4. 事業イメージ



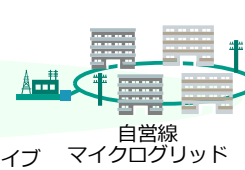
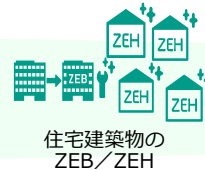
<参考：交付スキーム>



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

地域脱炭素の推進のための交付金 事業内容

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		特定地域脱炭素移行 加速化交付金	
事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)	○脱炭素先行地域に選定されていること
対象事業	<p>(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</p> <p>①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等</p> <p>②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等</p> <p>③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コージェネ等)</p> <p>(2) 効果促進事業 (1)「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<p>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</p> <p>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業)</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ ※2 (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※2 再エネとセットでEVを導入する場合に限る</p> <p>〔 ①⑤は国の目標を上回る導入量、④は国の基準を上回る要件とする事業の場合、それぞれ単独実施を可とする。 〕</p>	<p>民間裨益型自営線マイクログリッド事業 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域 (特定地域) において、自営線に接続する温室効果ガス排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術 (再エネ・省エネ・蓄エネ) 等の導入を支援する。</p>
交付率	原則 2 / 3 ※1 ① (太陽光発電設備除く) 及び②について、財政力指数が全国平均 (0.51) 以下の地方公共団体は3/4。②③の一部は定額	2 / 3 ~ 1 / 3、定額	原則 2 / 3 ※1
事業期間	おおむね 5年程度		
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む		



民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和5年度予算(案) 4,260百万円(3,800百万円)】

【令和4年度第2次補正予算額 9,000百万円】

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ(需要側需給調整力)の確保により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

2. 事業内容

- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 1. 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
2. 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業
- (4) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業
- (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業
- (6) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

* ストレージパリティとは太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入したほうが経済的メリットがある状態のこと

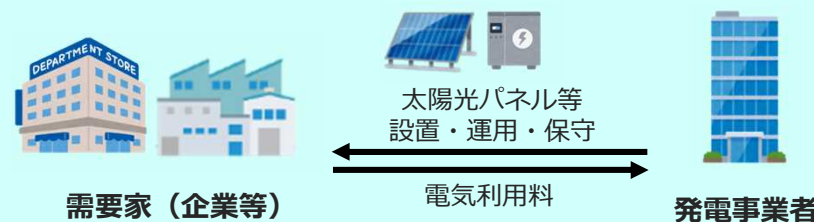
* EV等については、(1)・(2)・(3)-1・(3)-2・(4)・(6)のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)

3. 事業スキーム

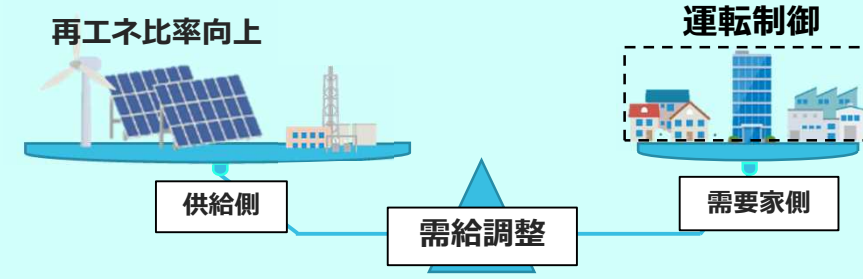
- 事業形態 間接補助事業/委託事業 (メニュー別スライドを参照)
- 委託・補助先 民間事業者・団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

(1) オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入



(3)-1 需要側設備の運転制御によるデマンド・サイド・フレキシビリティ創出



民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (1)ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）



初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

1. 事業目的

- 初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながらストレージパリティを達成し、我が国の再エネの最大限導入と防災性強化を図ります。

2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO2削減に加え、停電時の電力使用を可能として防災性向上にも繋がり、（電力をその場で消費する形態のため）電力系統への負荷も低減できる。また、蓄電池も活用することで、それらの効果を更に高めることができる。さらに、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAという新たなサービスも出てきている。

本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ（太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入したほうが経済的メリットがある状態）の達成を目指す。

①【補助】業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う。

※蓄電池（V2H充放電設備含む）導入は必須

※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（戸建住宅は除く）

②【委託】ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う

3. 事業スキーム

- 事業形態
 - ①間接補助事業（太陽光発電設備：定額、蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3））
 - ②委託事業

■ 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等

* 新規で太陽光発電を導入する場合に限り、定置用蓄電池単体での補助も行う。

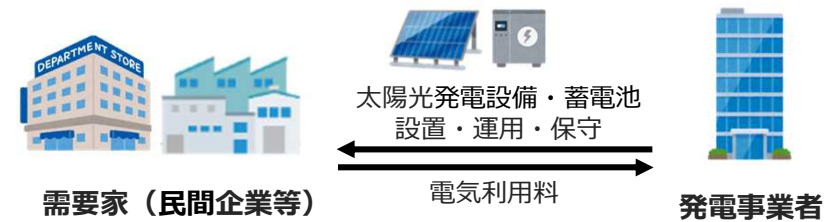
* EV等（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

■ 実施期間 令和3年度～令和7年度

4.

事業イメージ

オンサイトPPAによる自家消費型太陽光発電・蓄電池導入



太陽光発電設備の補助額

	業務用施設	産業用施設	集合住宅	戸建住宅
PPAリース	5万円/kW			7万円/kW
購入	4万円/kW			-

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農林水産省・経済産業省連携事業）



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- 地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、新たな手法による太陽光発電の導入・価格低減を促進する。
- 再エネ熱利用、未利用熱利用、自家消費型再エネ発電等の導入・価格低減を促進する。

2. 事業内容

- ①建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助率1/3）**
駐車場を活用した太陽光発電（ソーラーカーポート）について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ②地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業（補助率1/2）**
営農地・ため池・廃棄物処分場を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ③オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業（補助率1/2）**
オフサイトに太陽光発電設備を新規導入し、自営線により電力調達を行う取組について、当該自営線等の導入を支援する。
- ④再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業（補助率3/4、1/3、1/2）**
地域の特性に応じた、再エネ熱利用、未利用熱利用（工場廃熱等）、自家消費型再エネ発電（太陽光発電除く）等について、コスト要件（※）を満たす場合に、計画策定・設備等導入支援を行う（温泉熱の有効活用のための設備改修含む）。
- ⑤新たな再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業（委託）**
新たな再エネ導入手法に関する調査検討を行い、その知見を公表し、横展開を図る。

3. 事業スキーム

①～④：間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円） 設備等導入：1/3、1/2）

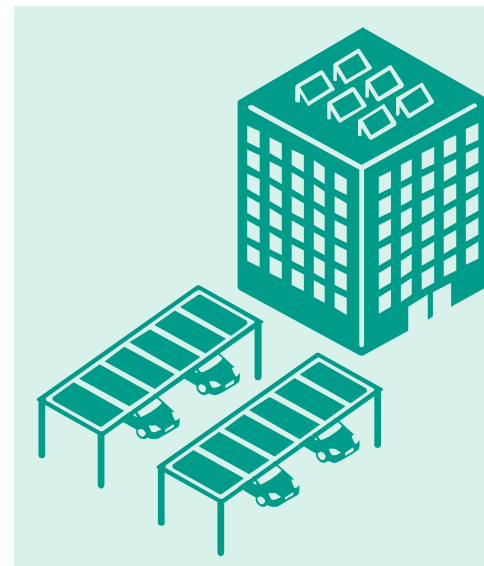
■ 事業形態 ⑤：委託事業

■ 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等

①④⑤ 令和3年度～令和7年度

■ 実施期間 ②③ 令和4年度～令和7年度

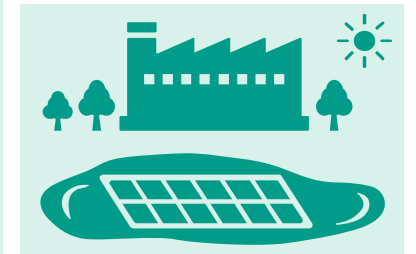
4. 事業イメージ



駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



ため池太陽光

※コスト要件

①②④（発電）：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果の平均値又は中央値のいずれか低い方を下回るものに限る。

④（熱利用）：当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。

断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO2加速化支援事業 (経済産業省・国土交通省連携事業)



【令和4年度第2次補正予算額 9,967百万円】

既存住宅の断熱性能を早期に高めるために、断熱窓への改修による即効性の高いリフォームを推進します。

1. 事業目的

- ・ 既存住宅の早期の省エネ化による、エネルギー価格高騰への対応（冷暖房費負担の軽減）。
- ・ 2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）への貢献。
- ・ 2050年ストック平均でZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保への貢献。

2. 事業内容

① 既存住宅における断熱窓への改修を促進するため、以下の補助を行う。

既存住宅における断熱窓への改修

補助額：工事内容に応じて定額（補助率1/2相当等）

対象：窓（ガラス・サッシ）の断熱改修工事

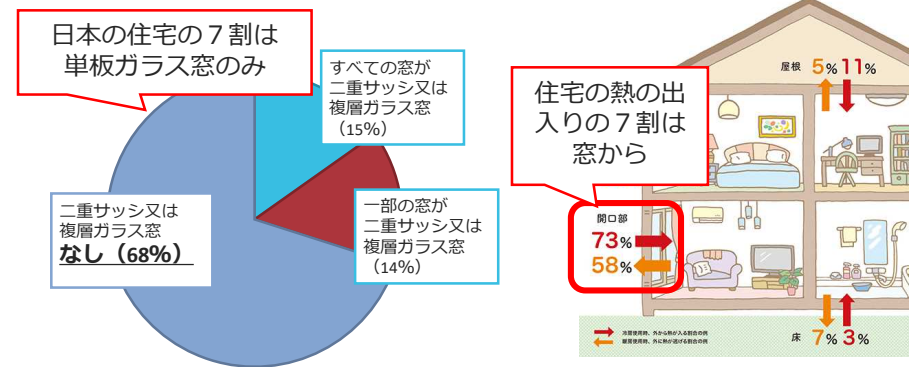
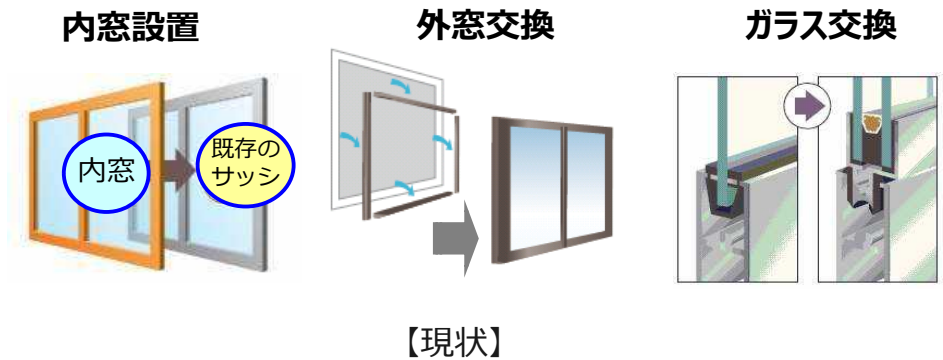
（熱貫流率（Uw値）1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの）

② 本補助事業の運営に必要な、データ管理・分析等の支援を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ① 間接補助事業 ② 委託事業
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和4年度

4. 補助事業対象の例



出典：H30住宅・土地統計調査

株式会社脱炭素化支援機構と連携した地域脱炭素投融資促進事業



【令和5年度予算（案）71百万円（新規）】

株式会社脱炭素化支援機構と連携して、地域脱炭素投資を促進します。

1. 事業目的

- ①2050年カーボンニュートラル実現に貢献しつつ、環境配慮や地域共生にも取り組む地域脱炭素事業を創出するため、地域コンソーシアムの形成等を通じて地域脱炭素投融資を促進する。
- ②株式会社脱炭素化支援機構等が行う脱炭素投融資の評価・検証基準等を策定し、投融資案件の効果を評価・検証する。

2. 事業内容

(1) 地域コンソーシアム形成等を通じた地域脱炭素投融資の促進

株式会社脱炭素化支援機構の出資者である地域の金融機関を核として、国（地方環境事務所等）や経済団体等からなる地域コンソーシアム等を各地域において形成し、株式会社脱炭素化支援機構等の官民ファンドや政府系金融機関等との連携の下、脱炭素投融資に係る資金ニーズの調査、プロジェクトを組成するためのFSの支援等の実施を通じて、脱炭素投融資案件の形成を支援する。また、脱炭素投融資に繋がる事業構築支援等を行い新規案件の創出につなげる。さらに重要な配慮事項の一つである地域共生及び環境配慮の取組の事例調査、情報発信を行い、ノウハウの蓄積・気運の醸成を図ることで、優良な地域脱炭素投融資案件の形成を支援する。

(2) 地域脱炭素投融資案件の評価・検証

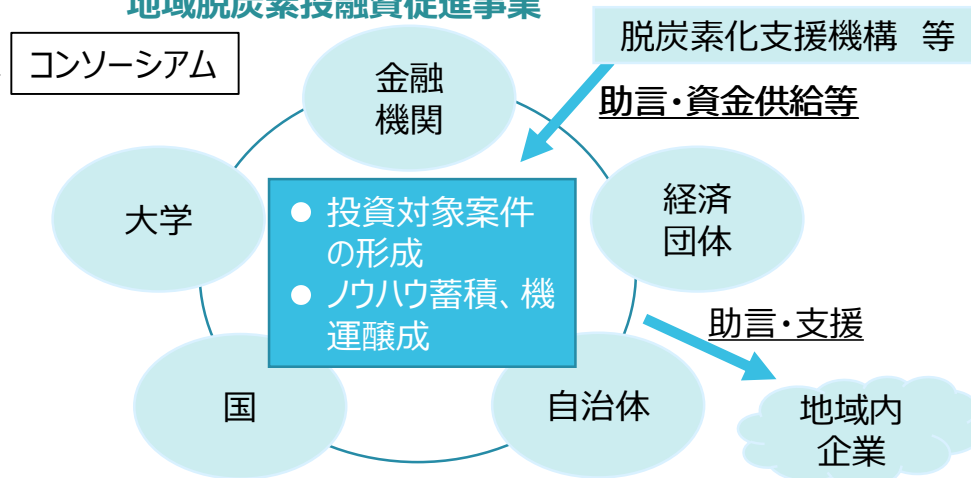
株式会社脱炭素化支援機構が行う投融資案件について、政策的及び収益性を確保するとともに、脱炭素化への貢献及び地域共生を確保するため、評価・検証基準の検討を行うとともに、有識者ヒアリング及び現地調査を踏まえて「評価・検証ガイドライン」を策定し、同ガイドラインに基づき、投融資案件の評価検証を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度～令和7年度

4. 事業イメージ

(1) 地域コンソーシアム形成等を通じた地域脱炭素投融資促進事業



(2) 地域脱炭素投融資案件の評価・検証事業

投融資した後も各案件が適切な効果を発揮しているか等について、評価・検証を行う。

- 脱炭素効果
- 地方創生
- 環境配慮
- 収益性 等

